

山梨県公報

号外第四十七号

平成十五年

七月十七日

木 曜 日

目 次

条 例

富士河口湖町の設置に伴う関係条例の整備に関する条例	三
山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	四
山梨県恩給条例の一部を改正する条例	四
山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例	四
山梨県恩給条例の一部を改正する条例	五
山梨県心身障害者扶養共済条例の一部を改正する条例	一
山梨県立青少年センター設置及び管理条例の一部を改正する条例	一
山梨県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例	二
山梨県風致地区条例の一部を改正する条例	三
山梨県立学校設置条例の一部を改正する条例	三

条例のあらまし

- 富士河口湖町の設置に伴う関係条例の整備に関する条例**(条例第三十八号)(市町村課)
- 南都留郡河口湖町、勝山村及び足和田村を廃し、その区域をもって富士河口湖町を設置することに伴い、次に掲げる関係条例について規定の整備を行うこととした。
 - 山梨県警察組織条例
 - 山梨県立学校設置条例
 - 山梨県立富士ビクターセンター設置及び管理条例
 - 山梨県流域下水道の設置に関する条例
 - 山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例
 - 山梨県屋外広告物条例
 - 山梨県立富士ふれあいセンター設置及び管理条例
 - 山梨県立はまなし寮設置及び管理条例
 - 山梨県の事務処理の特例に関する条例

(十) 山梨県公有地の拡大の推進に関する法律施行令第三条第三項ただし書の規模を定める条例

2 この条例は、平成十五年十一月十五日から施行することとした。

山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(条例第三十九号)(人事課)

1 雇用保険法の就職促進給付のうち、再就職手当及び常用就職支度金が就業促進手当として見直されたことに伴い、これらの給付に相当する失業者の退職手当を同様に改正することとした。

2 雇用保険法の施行の日からこの条例の施行日の前日までの間の調整規定を設けることとした。

3 この条例は、公布の日から施行することとした。

山梨県恩給条例の一部を改正する条例(条例第四十号)(職員厚生課)

1 受給資格の計算の基礎となる在職年の通算を認めている公団等のうち、「労働福祉事業団」を「旧労働福祉事業団」に改めることとした。

2 その他規定の整備を行うこととした。

3 この条例は、平成十六年四月一日から施行することとした。

山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例(条例第四十一号)(警察本部会計課)

1 古物営業法の一部改正に伴い、古物営業法関係手数料に次の手数料を加えることとした。

古物競りあつせん業業務実施方法認定申請手数料 一万七千円

2 この条例は、古物営業法の一部を改正する法律の施行の日(平成十五年九月一日)から施行することとした。

山梨県県税条例の一部を改正する条例(条例第四十二号)(税務課)

1 個人の県民税

(一) 「県民税配当割」を次のとおり定めることとした。

(1) 納税義務者は、一定の上場株式等の配当等(以下「特定配当等」という。)(の支払を受ける個人で、当該特定配当等の支払を受けるべき日現在において県内に住所を有するものとした。

(2) この制度は、平成十六年一月一日以後の支払から適用することとした。

(3) 徴収については、特別徴収の方法によることとした。

(4) 特別徴収義務者は、特定配当等の支払をする者としてすることとした。

(5) 納入については、徴収の日の属する月の翌日の十日までに県に納入することとした。

(6) 税率は、五パーセントとすることとした。ただし、平成十六年一月一日から平

- 成二十年三月三十一日までの間は、三パーセントとすることとした。
- (二) 「県民税株式等譲渡所得割」を次のとおり定めることとした。
- (1) 納税義務者は、所得税において源泉徴収を選択した特定口座（以下「源泉徴収口座」という。）内の上場株式等の譲渡所得の支払を受ける個人で、当該譲渡所得の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在において県内に住所を有するものとした。
- (2) この制度は、平成十六年一月一日以後の源泉徴収口座内の株式等譲渡所得から適用することとした。
- (3) 徴収については、特別徴収の方法によることとした。
- (4) 特別徴収義務者は、譲渡所得の支払をする証券業者とすることとした。
- (5) 徴収方法等については、所得税の年間分一括方式と同様に徴収し、その徴収の日の属する年の翌年の一月十日までに県に納入することとした。
- (6) 税率は、百分の五とすることとした。ただし、平成十六年一月一日から平成十九年十二月三十一日までの間は、百分の三とすることとした。
- 2 法人の事業税
- 外形標準課税制度を次のとおり定めることとした。
- (一) 課税客体は、資本金が一億円を超える法人とすることとした。
- (二) この制度は、平成十六年四月一日以後に開始する事業年度分から適用することとした。
- (三) 課税標準は、次のとおりとすることとした。
- ア 所得割 各事業年度の所得及び清算所得
- イ 付加価値割 各事業年度の付加価値額
- ウ 資本金割 各事業年度の資本等の金額
- 税率は、次のとおりとすることとした。

課税標準	税率	特例税率
年八百万円超の所得及び清算所得	八・六%	七・二%
年四百万円超八百万円以下の所得	六・六%	五・五%
年四百万円以下の所得	四・四%	三・八%
資本金割	〇・二%	

(五) 資本金が一億円を超える法人であっても、一定の場合には、最長六年間の徴収を

- 猶予する制度を設けることとした。
- 3 その他
- (一) 独立行政法人への移行に伴い、規定の整備を行うこととした。
- (二) 外形標準課税制度創設に伴い、規定の整備を行うこととした。
- 4 この条例は、平成十六年一月一日から施行することとした。ただし、3の(一)については平成十五年十月一日から、2及び3の(二)については平成十六年四月一日から施行することとした。
- 山梨県心身障害者扶養共済条例の一部を改正する条例**（条例第四十三号）（障害福祉課）
- 1 独立行政法人福祉医療機構法の施行に伴い、規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、平成十五年十月一日から施行することとした。
- 山梨県立青少年センター設置及び管理条例の一部を改正する条例**（条例第四十四号）（青少年課）
- 1 勤労者福祉施設の県への譲受けに伴い、次に掲げる改正を行うこととした。
- (一) 青少年センターの設置の規定を次のように改めることとした。
- 青少年に自主的かつ創造的な活動、交流等の場を、青少年を指導する者に研修の場を提供することにより青少年の健全な育成を図るとともに、勤労者に研修、交流等の場を提供することによりその福祉の増進に資するため、青少年センターを設置する。
- (二) 利用者の範囲を定めた規定を削除することとした。
- (三) 使用料の規定を整備することとした。
- (四) 休館日を火曜日から月曜日に変更することとした。
- (五) その他規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、平成十五年十月一日から施行することとした。
- 山梨県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例**（条例第四十五号）（大気水質保全課）
- 1 浄化槽保守点検業者の技術の向上にかんがみ、登録の有効期間を三年から五年に改めることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 山梨県風致地区条例の一部を改正する条例**（条例第四十六号）（建築指導課）
- 1 独立行政法人への移行に伴い、次の表の各号の上欄に掲げる団体を当該各号の下欄に掲げる団体に改めることとした。

(一)	緑資源公団	独立行政法人緑資源機構
-----	-------	-------------

(二)	労働福祉事業団	独立行政法人労働者健康福祉機構
(三)	雇用・能力開発機構	独立行政法人雇用・能力開発機構
(四)	水資源開発公団	独立行政法人水資源機構
(五)	日本鉄道建設公団	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

- 2 この条例は、平成十五年十月一日から施行することとした。ただし、1の表の(二)については平成十六年四月一日から、1の表の(三)については同年三月一日から施行することとした。
- 山梨県立学校設置条例の一部を改正する条例**(条例第四十七号)(教育庁高校教育課新しい高校づくり推進室)
- 1 山梨県立富士北稜高等学校及び山梨県立ひばりが丘高等学校を富士吉田市に設置することとした。
- 2 この条例は、平成十六年四月一日から施行することとした。

条 例

富士河口湖町の設置に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成十五年七月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第三十八号

富士河口湖町の設置に伴う関係条例の整備に関する条例

(山梨県警察組織条例の一部改正)

第一条 山梨県警察組織条例(昭和三十七年山梨県条例第五号)の一部を次のように改正する。

別表山梨県富士吉田警察署の項中「河口湖町」を「富士河口湖町」に、「勝山村、鳴沢村及び足和田村」を「及び鳴沢村」に改める。

(山梨県立学校設置条例の一部改正)

第二条 山梨県立学校設置条例(昭和三十九年山梨県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

本則中「山梨県南都留郡河口湖町」を「山梨県南都留郡富士河口湖町」に改める。

(山梨県立富士ビクターセンター設置及び管理条例の一部改正)

第三条 山梨県立富士ビクターセンター設置及び管理条例(昭和四十五年山梨県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第二条中「山梨県南都留郡河口湖町」を「山梨県南都留郡富士河口湖町」に改める。

(山梨県流域下水道の設置に関する条例の一部改正)

第四条 山梨県流域下水道の設置に関する条例(昭和六十一年山梨県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第二条の表富士北麓流域下水道の項中「河口湖町 勝山村 足和田村」を「富士河口湖町」に改める。

(山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例の一部改正)

第五条 山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例(昭和六十三年山梨県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「河口湖町、勝山村及び足和田村」を「及び富士河口湖町」に改める。

(山梨県屋外広告物条例の一部改正)

第六条 山梨県屋外広告物条例(平成三年山梨県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一南都留郡の項中「河口湖町」を「富士河口湖町」に改める。

(山梨県立富士ふれあいセンター設置及び管理条例の一部改正)

第七条 山梨県立富士ふれあいセンター設置及び管理条例(平成七年山梨県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「南都留郡河口湖町」を「南都留郡富士河口湖町」に改める。

(山梨県立はまなし寮設置及び管理条例の一部改正)

第八条 山梨県立はまなし寮設置及び管理条例(平成七年山梨県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「南都留郡河口湖町」を「南都留郡富士河口湖町」に改める。

(山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第九条 山梨県の事務処理の特例に関する条例(平成十一年山梨県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条の表第五項中「河口湖町 足和田村」を「富士河口湖町」に改め、同表第二十五項中「忍野村及び勝山村」を「及び忍野村」に改め、同表第二十八項及び第二十八の二項中「河口湖町 勝山村 足和田村」を「富士河口湖町」に改める。

(山梨県公有地の拡大の推進に関する法律施行令第三条第三項ただし書の規模を定める条例の一部改正)

第十条 山梨県公有地の拡大の推進に関する法律施行令第三条第三項ただし書の規模を定める条例(平成十五年山梨県条例第六号)の一部を次のように改正する。

本則の表中「河口湖町」を「富士河口湖町(旧勝山村及び旧足和田村の区域を除く。)(

に改める。

附則

この条例は、平成十五年十一月十五日から施行する。

山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十五年七月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第三十九号

山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

山梨県職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年山梨県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中、「第二十三条第三項」を、「第二十三条第二項」に改め、同条第十一項中、「再就職手当、常用就職支度金」を、「就業促進手当」に改め、同条第三号の二を削り、同項第四号を次のように改める。

四 職業に就いた者 雇用保険法第五十六条の二第三項に規定する就業促進手当の額に相当する金額

第十条第十三項中、「又は第三号の二」を削り、同条第十六項を同条第十七項とし、同条第十五項中、「第十条の三」を、「第十条の四」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中、「再就職手当、常用就職支度金」を、「就業促進手当」に、「常用就職支度金」を、「就業促進手当」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項の次に次の一項を加える。

14 第十一項第四号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第一項、第三項又は第十一項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第一項又は第三項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。

- 一 雇用保険法第五十六条の二第一項第一号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数
- 二 雇用保険法第五十六条の二第一項第一号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第五項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数

附則

- 1 (施行期日)
この条例は、公布の日から施行する。
- (経過措置)

2 この条例による改正後の山梨県職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」とい

う。）第十条第十一項第四号及び第十四項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に職業に就いた者に対する同条第十一項第四号に掲げる退職手当の支給について適用し、施行日前に職業に就いた者に対するこの条例による改正前の山梨県職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第十条第十一項第三号の二及び第四号に掲げる退職手当の支給については、なお従前の例による。

3 前項の場合において、施行日前に退職した職員に関する平成十五年五月一日から施行日の前日までの間における旧条例第十条第十一項第三号の二及び第四号の規定の適用については、これらの規定中「雇用保険法」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第三十一号）による改正前の雇用保険法」とする。

4 前二項の規定にかかわらず、施行日前に退職した職員が平成十五年五月一日から施行日の前日までの間に職業に就いたときは、旧条例第十条第十一項第三号の二若しくは第四号に掲げる退職手当又は新条例第十条第十一項第四号に掲げる退職手当のいずれかを、人事委員会規則で定めるところにより、支給する。

5 施行日前に退職した職員に対して、平成十五年五月一日から施行日の前日までの間に旧条例第十条第十一項第三号の二又は第四号の規定により支給された退職手当は、前項の規定による退職手当の内払とみなす。

山梨県恩給条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十五年七月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第四十号

山梨県恩給条例の一部を改正する条例

山梨県恩給条例（昭和二十八年山梨県条例第六号）の一部を次のように改正する。
第七十四条の三中「農地開発機械公団」を、「旧農地開発機械公団」に、「労働福祉事業団」を、「旧労働福祉事業団」に改める。

附則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十五年七月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第四十一号

山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

山梨県警察関係手数料条例（平成十二年山梨県条例第三十六号）の一部を次のように

改正する。

別表第一に次のように加える。

四 古物営業法第二十一条の五 第一項又は第二十一条の六第 一項の規定に基づく古物競り あっせん業に係る業務の実施 の方法の認定の申請に対する 審査	古物競りあっせん業務実 施方法認定申請手数料	一万七千円
--	---------------------------	-------

附則

この条例は、古物営業法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百十五号）の施行の日（平成十五年九月一日）から施行する。

山梨県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年七月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第四十二号

山梨県条例の一部を改正する条例

山梨県条例（昭和三十六年山梨県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十三條の九」を「第三十三條の二十一」に改める。

第六條第二項第一号に次のように加える。

二 特定配当等に係る県民税 特定配当等の支払を受ける個人の住所地

ホ 特定株式等譲渡所得金額に係る県民税 特定株式等譲渡所得金額の支払を受ける個人の住所地

第十六條第一項中「利子割額によつて」の下に「第六号に掲げる者に対しては配当割額によつて、第七号に掲げる者に対しては株式等譲渡所得割額によつて」を加え、同項に次の二号を加える。

六 特定配当等の支払を受ける個人で当該特定配当等の支払を受けるべき日現在において県内に住所を有するもの

七 租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）第三十七條の十一の四第一項の規定の適用につき同項に規定する特定口座源泉徴収選出届出書が提出された同法第三十七條の十一の三第三項第一号に規定する特定口座（以下本節において「選択口座」という。）に係る同条第一項に規定する特定口座内保管上場株式等（第三十三條の十九において「特定口座内保管上場株式等」という。）の同法第三十七條の十

一 第一項に規定する譲渡（以下本節において「譲渡」という。）の対価又は当該選択口座において処理された同項に規定する上場株式等（第三十三條の十九において「上場株式等」という。）の同法第三十七條の十一の三第二項に規定する信用取引等（第三十三條の十九において「信用取引等」という。）に係る同法第三十七條の十一の四第一項に規定する差金決済（以下本号及び第三十三條の十九において「差金決済」という。）に係る差益に相当する金額の支払を受ける個人で当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在において県内に住所を有するもの
第三十三條の八の見出し中「納付手続」を「納入手続」に改め、同条中「決定による」を「当該決定による」に改め、「又は納付書」及び、「又は納付し」を削る。
第二章第一節中第三十三條の九の次に次の十二條を加える。

第三十三條の十 配当割の課税標準は、支払を受けるべき特定配当等の額とする。

2 前項の特定配当等の額は、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例によつて算定する。

（配当割の税率）

第三十三條の十一 配当割の税率は、百分の五とする。

（配当割の徴収の方法）

第三十三條の十二 配当割の徴収については、特別徴収の方法による。

（配当割の特別徴収義務者）

第三十三條の十三 特定配当等の支払を受けるべき日現在において県内に住所を有する個人に対して特定配当等の支払をする者（当該特定配当等が国外特定配当等（法第七十一條の二十九に規定する国外特定配当等をいう。次項において同じ。）である場合にあつては、その支払を取り扱う者）を配当割の特別徴収義務者とする。

2 前項の特別徴収義務者は、特定配当等の支払の際（特別徴収義務者が国外特定配当等の支払を取り扱う者である場合には、当該取扱いに係る国外特定配当等の交付の際）、その特定配当等について配当割を徴収しなければならない。

（配当割の申告納入）

第三十三條の十四 前条第一項の特別徴収義務者は、同条第二項の規定により徴収すべき配当割について、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、法第七十一條の三十一第二項に規定する納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入書によつて納入しなければならない。この場合において、当該納入申告書には、同項後段に規定する計算書を添付しなければならない。
（配当割の不足金額等の納入手続）

第三十三条の十五 配当割の特別徴収義務者は、法第七十一条の第三十二第四項の規定による更正若しくは決定の通知、法第七十一条の第三十五第五項の規定による過少申告加算金額若しくは不申告加算金額の決定の通知又は法第七十一条の三十六第四項の規定による重加算金額の決定の通知を受けた場合においては、当該更正による納入金額の不足額若しくは当該決定による納入金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額をそれぞれ当該通知書の納期限までに納入書によって、これを納入しなければならない。

(株式等譲渡所得割の課税標準)

第三十三条の十六 株式等譲渡所得割の課税標準は、特定株式等譲渡所得金額とする。

2 前項の特定株式等譲渡所得金額は、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例によつて算定する。

(株式等譲渡所得割の税率)

第三十三条の十七 株式等譲渡所得割の税率は、百分の五とする。

(株式等譲渡所得割の徴収の方法)

第三十三条の十八 株式等譲渡所得割の徴収については、特別徴収の方法による。

(株式等譲渡所得割の特別徴収義務者)

第三十三条の十九 選択口座が開設されている租税特別措置法第三十七条の第十二項に規定する証券業者で当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益に相当する金額の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在において県内に住所を有する個人に対して当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額の支払をするものを株式等譲渡所得割の特別徴収義務者とする。

2 前項の特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者が開設している選択口座においてその年中に行われた当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済(次条第二項において「対象譲渡等」という。)により特定株式等譲渡所得金額が生じたときは、当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額の支払をする際、株式等譲渡所得割を徴収しなければならない。

(株式等譲渡所得割の申告納入)

第三十三条の二十 前条第一項の特別徴収義務者は、同条第二項の規定により徴収すべき株式等譲渡所得割について、その徴収の日の属する年の翌年の一月十日(政令第九条の二十第一項に定める場合にあつては、政令で定める日)までに、法第七十一条の五十一第二項に規定する納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入書によつて納入しなければならない。この場合において、当該納入申告書には、同項後段に規

定する計算書を添付しなければならない。

2 前条第一項の特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者が開設している選択口座においてその年中に行われた対象譲渡等により、当該対象譲渡等に係る租税特別措置法第三十七条の十一の四第三項に規定する源泉徴収口座内通算所得金額が同項に規定する源泉徴収口座内直前通算所得金額に満たないこととなつた場合には、その都度、当該選択口座に係る個人に対して当該満たない部分の金額に百分の五を乗じて計算した金額に相当する株式等譲渡所得割を還付しなければならない。

(株式等譲渡所得割の不足金額等の納入手続)

第三十三条の二十一 株式等譲渡所得割の特別徴収義務者は、法第七十一条の五十二第四項の規定による更正若しくは決定の通知、法第七十一条の五十五第五項の規定による過少申告加算金額若しくは不申告加算金額の決定の通知又は法第七十一条の五十六第四項の規定による重加算金額の決定の通知を受けた場合においては、当該更正による納入金額の不足額若しくは当該決定による納入金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額をそれぞれ当該通知書の納期限までに納入書によつて、これを納入しなければならない。

第三十四条第一項を次のように改める。

法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額によつて、その法人に課する。

一 次号及び第三号に掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 口に掲げる法人以外の法人 付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額

口 法第七十二条の四第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の五第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の二十四の七第六項各号に掲げる法人、第三項の規定により法人とみなされるもの、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二条第十九項に規定する投資法人及び資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五十五号)第二条第三項に規定する特定目的会社並びにこれらの法人以外の法人で資本の金額若しくは出資金額が一億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの 所得割額

二 特定信託(法人税法第二条第二十九号の三に規定する特定信託をいう。以下本節において同じ。)の受託者である法人の行う信託業(特定信託に係るものに限る。)

特定信託所得割額

三 電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業 収入割額

第三十四条第二項中「行なつ」を「行つ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 個人の行う事業に対する事業税は、個人が行う第一種事業、第二種事業及び第三種事業に対し、所得を課税標準として、その個人に課する。
第三十四条の二を削る。
第三十七条を次のように改める。

(法人の事業税の課税標準)

第三十七条 法人が行う事業に対する事業税の課税標準は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるものによる。

一 次号及び第三号に掲げる事業以外の事業 次に掲げる事業税の区分に応じ、それぞれ次に定めるもの

イ 付加価値割 各事業年度の付加価値額

ロ 資本割 各事業年度の資本等の金額

ハ 所得割 各事業年度の所得及び清算所得

二 特定信託の受託者である法人が行う信託業 (特定信託に係るものに限る。) 各特定信託の各計算期間の所得

三 電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業 各事業年度の収入金額

2 前項第一号イの各事業年度の付加価値額は法第七十二条の十四の規定により、同号ロの各事業年度の資本等の金額は法第七十二条の二十一の規定により、同号ハの各事業年度の所得は法第七十二条の二十三第一項から第三項までの規定により、同号ハの清算所得は同条第四項の規定により、前項第二号の各特定信託の各計算期間の所得は同条第六項の規定により、前項第三号の各事業年度の収入金額は法第七十二条の二十四の二の規定により算定する。
第三十七条の次に次の一条を加える。

(法人の事業税の課税標準の区分経理の義務)

第三十七条の二 医療法人又は医療施設(政令第二十一条の七に定めるものを除く。)に係る事業を行う農業協同組合連合会(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十一条に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置する者で政令第二十条に定めるものを除く。)で事業税の納税義務があるものは、当該法人の事業から生ずる所得について、法第七十二条の二十三第一項ただし書の規定によつて当該法人の行う事業に対する事業税の課税標準とすべき所得の計算上益金の額及び法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属益金額並びに損金の額及び同項に規定する個別帰属損金額に算入されないものとされる部分をその他の部分と区分して経理しなければならない。

2 第三十七条第一項第二号に規定する事業とその他の事業とを併せて行う法人、同項第三号に規定する事業とその他の事業とを併せて行う法人又は事業税を課されない事

業とその他の事業とを併せて行う法人で事業税の納税義務があるものは、それぞれの事業に関する経理を区分して行わなければならない。
第三十八条及び第三十九条を次のように改める。

(法人の事業税の税率)

第三十八条 法人が行う事業(特定信託の受託者である法人が行う信託業(特定信託に係るものに限る。))並びに電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業を除く。)に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 第三十四条第一項第一号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

イ 各事業年度の付加価値額に百分の〇・四八を乗じて得た金額

ロ 各事業年度の資本等の金額に百分の〇・二を乗じて得た金額

ハ 次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得又は清算所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額

各事業年度の所得のうち年四百万円以下の金額	百分の四・四
各事業年度の所得のうち年四百万円を超え年八百万円以下の金額	百分の六・六
各事業年度の所得のうち年八百万円を超える金額及び清算所得	百分の八・六

二 特別法人 次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得又は清算所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年四百万円以下の金額	百分の五・六
各事業年度の所得のうち年四百万円を超える金額及び清算所得	百分の七・五

三 その他の法人 次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得又は清算所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年四百万円以下の金額	百分の五・六
各事業年度の所得のうち年四百万円を超え年八百万円以下の金額	百分の八・四
各事業年度の所得のうち年八百万円を超える金額及び清算所得	百分の十一

2 特定信託の受託者である法人の行う信託業（特定信託に係るものに限る。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 特別法人 次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて各特定信託の各計算期間の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額

各特定信託の各計算期間の所得のうち年四百万円以下の金額	百分の五・六
各特定信託の各計算期間の所得のうち年四百万円を超える金額	百分の七・五

二 その他の法人 次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて各特定信託の各計算期間の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額

各特定信託の各計算期間の所得のうち年四百万円以下の金額	百分の五・六
各特定信託の各計算期間の所得のうち年四百万円を超え年八百万円以下の金額	百分の八・四
各特定信託の各計算期間の所得のうち年八百万円を超える金額	百分の十一

3 電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に百分の一・五を乗じて得た金額とする。

4 本県及び他の二以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本の金額又は出資金額が千万円以上のもので行う事業に対する事業税の額は、第一項又は第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- 一 第三十四条第一項第一号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額
 - イ 各事業年度の付加価値額に百分の〇・四八を乗じて得た金額
 - ロ 各事業年度の資本等の金額に百分の〇・二を乗じて得た金額
- 二 各事業年度の所得及び清算所得に百分の八・六を乗じて得た金額
- 三 各特定信託の各計算期間の所得に百分の十一を乗じて得た金額
- 四 特別法人 次に掲げる金額の合計額
 - イ 各事業年度の所得及び清算所得に百分の七・五を乗じて得た金額
 - ロ 各特定信託の各計算期間の所得に百分の七・五を乗じて得た金額
- 五 その他の法人 次に掲げる金額の合計額
 - イ 各事業年度の所得及び清算所得に百分の十一を乗じて得た金額
 - ロ 各特定信託の各計算期間の所得に百分の十一を乗じて得た金額

（法人の事業税の徴収の方法）

第三十九条 法人の行う事業に対する事業税の徴収については、申告納付の方法による。第四十条第一項中「の所得若しくは収入金額、」を「に係る所得割（第三十四条第一項第一号イに掲げる法人にあつては、付加価値割、資本割及び所得割とする。）若しくは収入割若しくは」に、「の所得又は清算所得に係る事業税」を「に係る特定信託所得割又は清算所得に係る所得割」に改め、同項第一号中「第十一項」を「第十五項」に、「県及び」を「本県及び」に改める。

第四十一条の次に次の一条を加える。

（法人の事業税の徴収猶予）

第四十一条の二 法第七十二条の三十八の二第一項の規定による事業税の徴収猶予を受けようとする法人は、規則で定める様式によつて、次に掲げる事項を記載した申請書に、同項各号のいずれかに該当する法人であることを証する書類を添付して、これを当該事業税の申告書と併せて、知事に提出しなければならない。

- 一 所在地及び名称並びに代表者の氏名
 - 二 事業年度及び事業税の額
 - 三 徴収猶予を受けようとする事業税の額及び期間
 - 四 徴収猶予を必要とする理由
 - 五 その他知事において必要があると認める事項
- 3 第一項の規定は、法第七十二条の三十八の二第六項の規定による徴収猶予の申請について準用する。
- 第四十三条の二第二項中「第七十二条」を「第七十二条の二」に改め、同条を第四十三条の二とする。
- 第四十三条第二項中「場合」の下に「その他特別の事情がある場合」を加え、同条を第四十二条の次に次の四条を加える。

(個人の事業税の課税標準)

第四十三条 個人が行う事業に対する事業税の課税標準は、当該年度の初日の属する年の前年中における個人の事業の所得による。

2 個人が年の中途において事業を廃止した場合における事業税の課税標準は、前項に規定する所得によるほか、当該年の一月一日から事業の廃止の日までの個人の事業の所得による。

3 前二項の所得は、法第七十二条の四十九の八及び第七十二条の四十九の十の規定により算定する。

(個人の事業税の課税標準の区分経理の義務)

第四十三条の二 法第七十二条の二第九項第一号から第五号までに掲げる事業を行う個人で事業税の納税義務があるものは、当該個人が行う事業から生ずる所得について、法第七十二条の四十九の八第一項ただし書の規定によつて当該個人が行う事業に対する事業税の課税標準とすべき所得の計算上総収入金額及び必要な経費に算入されないものとされる部分をその他の部分と区分して経理しなければならない。

2 事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う個人で事業税の納税義務があるものは、それぞれの事業に関する経理を区分して行わなければならない。

(個人の事業税の税率)

第四十三条の三 個人が行う事業に対する事業税の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- 一 第一種事業を行う個人 所得に百分の五を乗じて得た金額
- 二 第二種事業を行う個人 所得に百分の四を乗じて得た金額
- 三 第三種事業(次号に掲げるものを除く。)を行う個人 所得に百分の五を乗じて得た金額

四 第三種事業のうち法第七十二条の二第九項第四号、第五号及び第七号に掲げる事業を行う個人 所得に百分の三を乗じて得た金額

(個人の事業税の徴収の方法)

第四十三条の四 個人が行う事業に対する事業税の徴収については、普通徴収の方法による。

第四十四条第一項中「個人の事業税」を「個人が行う事業に対する事業税」に、「第七十二条の十七第一項」を「第七十二条の四十九の八第一項」に、「第七十二条の十八第一項」を「第七十二条の四十九の十第一項」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第二項中「第七十二条の十七第六項」を「第七十二条の四十九の八第六項」に改める。

第四十六条第一項中「個人の」を「個人が行う事業に対する」に改め、同項第三号中「第七十二条の十七第八項」を「第七十二条の四十九の八第八項」に改める。

第四十六条の七第一項中「、第三項後段及び第四項後段」を「及び第三項後段」に改める。

第四十七条第二項中「日本鉄道建設公団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に改める。

第六十二条の九第一項中「土地改良区又は緑資源公団」を「土地改良区又は独立行政法人緑資源機構」に、「緑資源公団法(昭和三十一年法律第八十五号) 第二十二條の四第二項」を「独立行政法人緑資源機構法(平成十四年法律第三百十号) 第十六條第二項若しくは同法附則第八條第二項の規定によりなおその効力を有することとされる森林開発公団法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十号) 附則第八條の規定による廃止前の農用地整備公団法(昭和四十九年法律第四十三号) 次項において「旧農用地整備公団法」という。) 第二十三條第二項」に改め、同条第二項中「緑資源公団法第二十二條の四第二項」を「独立行政法人緑資源機構法第十六條第二項又は同法附則第八條第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧農用地整備公団法第二十三條第二項」に改める。

附則第四條中「、所得割」を「、県民税の所得割」に改め、「(昭和三十一年法律第二十六号)」を削る。

附則第四條の次に次の一条を加える。

(配当割の税率の特例)

第四條の二 平成十六年一月一日から平成二十年三月三十一日までの間に支払を受けるべき特定配当等の額に係る配当割の税率は、第三十三條の十一の規定にかかわらず、百分の三とする。

附則第六條の三第二項第二号中「法第三十七條の二」を「第三十七條の二」に改め、同項第三号中「法第三百十四條の四、法第三百十四條の七及び法附則第五條第二項」を「第三百十四條の四、第三百十四條の七及び附則第五條第三項」に改める。

附則第十條第一項中「日本鉄道建設公団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に改める。

附則第十二條の二及び附則第十二條の四中「、所得割」を「、県民税の所得割」に改める。

附則第十二條の八の見出し中「商品先物取引」を「先物取引」に改め、同条中「平成十四年度から平成十六年度までの各年度分の個人の県民税に限り、」を「当分の間、県民税の」に、「商品先物取引」を「先物取引」に、「百分の二」を「百分の一・六」に改める。

附則第十二條の十の二第一項中「(次項の規定の適用を受けるものを除く。)」を削り、「本項において」を「本条において」に、「附則第三十五條の二の二第六項」を「附則第

三十五条の二の二第五項」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。
 2 前項の場合において、平成十六年度から平成二十年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に上場株式等の譲渡のうち租税特別措置法第三十七条の十一第一項各号に掲げる上場株式等の譲渡をしたときは、当該上場株式等の譲渡による上場株式等に係る譲渡所得等の金額に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の一・六」とあるのは、「百分の一」とする。

3 前項の規定により適用される第一項の規定の適用を受ける上場株式等に係る譲渡所得等の金額については、前条第二項の規定は、適用しない。
 附則第十二条の十の二第四項を削り、同条の次に次の一条を加える。

(株式等譲渡所得割の税率の特例)
第十二条の十の三 平成十六年一月一日から平成十九年十二月三十一日までの間に行われた第十六条第一項第七号に規定する特定口座内保管上場株式等の同号に規定する譲渡又は同号に規定する上場株式等の同号に規定する信用取引等に係る同号に規定する差金決済により生じた特定株式等譲渡所得金額に係る株式等譲渡所得割の税率は、第三十三条の十七の規定にかかわらず、百分の三とする。
 附則第十二条の十五を次のように改める。

(法人の事業税の税率の特例)
第十二条の十五 租税特別措置法第六十八条第一項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、附則第十二条の十八第三項中「百分の七・五」とあるのは「百分の六・六」と、同項第三号の「とあるのは」各事業年度の所得のうち年四百万円を超える金額及び清算所得

業年度の所得のうち年四百万円を超える金額及び清算所得	百分の七・五	とあ
各事業年度の所得のうち年四百万円を超え年十億円以下の金額及び清算所得	百分の七・五	とあ

各事業年度の所得のうち年十億円を超える金額	百分の七・五
-----------------------	--------

六・六

七・九
 と、同項第三号の「と、」同項第二号中「百分の七・五」とあるのは「百分の六・六」とあるのは「同項第二号イ中「百分の七・五」とあるのは「百分の六・六（各事業年度の所得のうち年十億円を超える金額については、百分の七・九）」と同号ロ中「百分の七・五」とあるのは「百分の六・六」とする。

附則第十二条の十八第二項第二号中「附則第三条の三第四項及び第五条第二項を「附則第三条の三第五項及び第五条第三項」に改め、同条第三項中「第三十八条第一項第一号中「百分の一・五」とあるのは「百分の一・三」と、同項第二号及び第三号中「百分の五・六」とあるのは「百分の五」と、「百分の七・五」とあるのは「百分の六・六」と、「百分の八・四」とあるのは「百分の七・三」と、「百分の十一」とあるのは「百分の九・六」と、同条第二項中「百分の七・五」とあるのは「百分の六・六」と、「第三十八条第一項第一号八の表中「百分の四・四」とあるのは「百分の三・八」と、「百分の六・六」とあるのは「百分の五・五」と、「百分の八・六」とあるのは「百分の七・二」と、同項第二号の表中「百分の五・六」とあるのは「百分の五」と、「百分の七・五」とあるのは「百分の六・六」と、同項第三号の表中「百分の五・六」とあるのは「百分の五」と、「百分の八・四」とあるのは「百分の七・三」と、「百分の十一」とあるのは「百分の九・六」と、同条第二項第一号の表中「百分の五・六」とあるのは「百分の五」と、「百分の七・五」とあるのは「百分の六・六」と、同項第二号の表中「百分の五・六」とあるのは「百分の五」と、「百分の八・四」とあるのは「百分の七・三」と、「百分の十一」とあるのは「百分の九・六」と、同条第四項第一号八中「百分の八・六」とあるのは「百分の七・二」と、同号二中「百分の十一」とあるのは「百分の九・六」と、同項第二号中「百分の七・五」とあるのは「百分の六・六」と、同項第三号中」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成十六年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 第四十七条第二項、第六十二条の九第一項及び第二項並びに附則第十条第一項の改正規定 平成十五年十月一日
 二 第三十四条の改正規定、第三十四条の二を削る改正規定、第三十七条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第三十八条、第三十九条及び第四十条第一項の改正規定、第四十一条の次に一条を加える改正規定、第四十三条の二第一項の改正規定、同条を第四十三条の六とする改正規定、第四十三条第二項の改正規定、同条

を第四十三條の五とする改正規定、第四十二條の次に四條を加える改正規定、第四十四條第一項及び第二項、第四十六條第一項、第四十六條の七第一項並びに附則第十二條の十五の改正規定並びに附則第十二條の十八の改正規定（同條第三項の改正規定に限る。）並びに附則第三條の規定 平成十六年四月一日

（個人の県民税に関する経過措置）

第二條 この条例による改正後の山梨県県税条例（以下「新条例」という。）附則第十二條の八の規定は、平成十六年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成十五年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第十二條の十の二の規定は、平成十六年度以後の年度分の個人の県民税について適用する。

3 新条例の規定中特定配当等に係る県民税に関する部分は、平成十六年一月一日以後に支払を受けるべき特定配当等について適用する。

4 新条例の規定中特定株式等譲渡所得金額に係る県民税に関する部分は、平成十六年一月一日以後に支払うべき所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）第十二條の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）第三十七條の十一の三第一項に規定する特定口座内保管上場株式等の同法第三十七條の十一第一項に規定する譲渡の対価及び同法第三十七條の十一の四第一項に規定する差金決済（以下この項において「差金決済」という。）に係る差益に相当する金額並びに同日以後に行われる差金決済により生じた同條第三項第一号に規定する差益金額に係る特定株式等譲渡所得金額について適用する。

（事業税に関する経過措置）

第三條 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、平成十六年四月一日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び同日以後に開始する計算期間に係る法人の事業税並びに同日以後の解散（当該解散の日を含む事業年度開始の日が平成十六年四月一日以後である解散に限り、合併による解散を除く。以下この項において同じ。）による清算所得に対する事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分により納付すべき法人の事業税を含む。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び同日前に開始した計算期間に係る法人の事業税並びに同日前の解散による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中個人の事業税に関する部分は、平成十六年度以後の年度分の個人の事業税について適用し、平成十五年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

山梨県心身障害者扶養共済条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十五年七月十七日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県条例第四十三号

山梨県心身障害者扶養共済条例の一部を改正する条例

山梨県心身障害者扶養共済条例（昭和四十五年山梨県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二條の見出し中「事業団」を「機構」に改め、同條中「社会福祉・医療事業団（以下「事業団」という。）と社会福祉・医療事業団法（昭和五十九年法律第七十五号）を「独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）と独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第六十六号）」に、「第二十一條第三項」を「第十二條第三項」に改める。

第三條第四項中「第二十一條第二項」を「第十二條第二項」に改める。
第四條第二項第二号並びに第十四條第一項及び第二項中「事業団」を「機構」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成十五年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに転入した者で施行日以後に共済制度に加入するものに対するこの条例による改正後の山梨県心身障害者扶養共済条例第四條第二項第二号の規定の適用については、同号中「機構」とあるのは「旧社会福祉・医療事業団」とする。

山梨県立青少年センター設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十五年七月十七日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県条例第四十四号

山梨県立青少年センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

山梨県立青少年センター設置及び管理条例（昭和四十五年山梨県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一條中「提供するとともに」を削り、「、青少年の」を「青少年の」に、「図るため」を「図るとともに、勤労者に研修、交流等の場を提供することによりその福祉の増進に資するため」に改める。

第三条を削る。
 第四条中「センター」を「山梨県立青少年センター（以下「センター」という。）」に改め、「又は団体」を削り、同条を第三条とする。
 第五条第一項中「又は団体」を削り、同条を第四条とする。
 第六条第一項第一号中「火曜日」を「月曜日」に改め、同条を第五条とし、第七条から第十条までを一条ずつ繰り上げる。
 別表中「別表（第五条関係）」を「別表（第四条関係）」に改め、同表第一号の表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

区分	個人		団体	
	一人一回	二、三〇〇円	一人一回	一、一〇〇円
一般及び大学生	一人一回	二、三〇〇円	一人一回	一、一〇〇円
高校生、中学生及び小学生	一人一回	五〇〇円	一人一回	三〇〇円

別表第一号の表備考1中「プール」の下に、「体育室、トレーニング室」を加え、同表備考3中「で体育館」を「のために体育館、体育室」に改め、「とし、大会等の主催者その他利用者を代表する者が納付するもの」を削り、同表備考3の一及び二を次のように改める。

- イ 体育館又は体育室を利用する場合 一時間につき一、三六〇円（午後六時以降の利用については、一時間につき一、八一〇円）
- ロ 運動場を利用する場合 一時間につき一、三六〇円（夜間照明を利用するときは、一回につき三、〇六〇円を加算した額）

別表第一号の表備考3を同表備考5とする。
 別表第一号の表備考2中「団体利用」を「団体」に改め、「の青少年等による利用」を削り、同表備考2を同表備考4とし、同表備考1の次に次のように加える。

- 2 体育施設使用料は、体育施設ごとに徴収する。
 - 3 プールの利用は、次に掲げる時間の区分ごとにそれぞれ一回の利用とする。
 - イ 午前九時から正午まで
 - ロ 午後一時から午後五時まで
 - ハ 午後六時から午後九時まで
- 別表第二号の表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

施設区分	使用区分		夜	全日
	午前	午後		
正午	午前九時～	午後一時～	午後六時～	午前九時～
		午後五時～	午後九時～	午後九時～

第一会議室	第二会議室	第三会議室	第四会議室	第五会議室	第六会議室	第七会議室	第一研修室	第二研修室	第三研修室	多目的ホール	音楽室	視聴覚室	第一和室	第二和室	第三和室
七九〇円	一、〇八〇円	一、〇八〇円	七九〇円	六三〇円	六三〇円	一、四七〇円	一、三六〇円	一、四七〇円	一、〇五〇円	三、〇六〇円	九六〇円	一、四七〇円	三九〇円	三九〇円	一、三六〇円
一、〇八〇円	一、三六〇円	一、三六〇円	一、〇八〇円	八四〇円	八四〇円	一、八九〇円	一、七〇〇円	一、八九〇円	一、一五〇円	三、六三〇円	一、二四〇円	一、七八〇円	五一〇円	五一〇円	一、六八〇円
一、〇八〇円	一、三六〇円	一、三六〇円	一、〇八〇円	六三〇円	六三〇円	一、四七〇円	一、七〇〇円	一、四七〇円	一、〇五〇円	三、六三〇円	一、二四〇円	一、四七〇円	五一〇円	五一〇円	一、三六〇円
二、九五〇円	三、八〇〇円	三、八〇〇円	二、九五〇円	二、一〇〇円	二、一〇〇円	四、八三〇円	四、七六〇円	四、八三〇円	三、二五〇円	一〇、三三〇円	三、四四〇円	四、七二〇円	一、四二〇円	一、四二〇円	四、四〇〇円

別表第三号の表を次のように改める。

区分	分	金額
一般及び大学生	一人一泊	六八〇円
高校生、中学生及び小学生	一人一泊	三三〇円

附則

この条例は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

山梨県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年七月十七日

山梨県条例第四十五号

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

山梨県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和六十年山梨県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「三年」を「五年」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に受けているこの条例による改正前の山梨県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第二条第一項又は第三項の登録の有効期間については、なお従前の例による。

山梨県風致地区条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年七月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第四十六号

山梨県風致地区条例の一部を改正する条例

山梨県風致地区条例（昭和四十五年山梨県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「当該」を「、当該」に改め、同項第二号から第四号までを次のように改める。

二 独立行政法人緑資源機構

三 独立行政法人労働者健康福祉機構

四 独立行政法人雇用・能力開発機構

第二条第三項第六号を次のように改める。

六 独立行政法人水資源機構

第三条第三項第八号を次のように改める。

八 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

第三条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第五号中「水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百十八号）第十八条第一項」を「独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第八十二号）第十二条第一項」に改め、同条第十四号中「日本鉄道建設公団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に改める。

附 則

この条例は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、第二条第三項第二号から第四号までの改正規定（同項第四号に係る部分に限る。）は平成十六年三月一日から、同項第二号から第四号までの改正規定（同項第三号に係る部分に限る。）は同年四月一日から施行する。

山梨県立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年七月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第四十七号

山梨県立学校設置条例の一部を改正する条例

山梨県立学校設置条例（昭和三十九年山梨県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

本則中「山梨県立吉田商業高等学校

山梨県富士吉田市」を

「山梨県立吉田商

業高等学校

山梨県富士吉田市

に、「山梨県立中央高等学校

山梨

校高等学校

山梨県富士吉田市」

「山梨県立中央高等学校

山梨県甲府市

に改める。

山梨県立ひばりが丘高等学校

山梨県富士吉田市」

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番